

=====【届出日と算定開始月】=====

(1) 新たに加算等を算定しようとする場合

サービスの種類に応じ、届出日（届出が受理された日）により、加算等の算定開始月が異なります。

サービスの種類	届出日と算定開始月
訪問介護	<p>◎ <u>1日～15日</u>の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の<u>翌月</u>から、加算等算定開始 例) 6月<u>10日</u>届出受理 ⇒ <u>7月</u>から算定開始</p> <p>◎ <u>16日～月末日</u>の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の<u>翌々月</u>から、加算等算定開始 例) 6月<u>17日</u>届出受理 ⇒ <u>8月</u>から算定開始</p>
(介護予防) 訪問入浴介護	
(介護予防) 訪問看護	
(介護予防) 訪問リハビリテーション	
通所介護	
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 福祉用具貸与	
居宅介護支援・介護予防支援	

* 補足事項（窓口提出、郵送提出での閉庁日の取扱い）

● 届出日の翌月から算定開始となるためには、15日までに「体制届」が受領される必要があります。

従って、15日が市役所閉庁日の場合、翌月から加算等を算定しようとするには、15日より前（平日）に体制届が受領されなくてはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

例) 6月15日が日曜日の場合 = 6月13日（金）に「体制届」受領 → 7月から算定開始

6月16日（月）に「体制届」受領 → 8月から算定開始

サービスの種類	届出日と算定開始月
(介護予防) 短期入所生活介護	<p>◎ 届出が受領された場合 ⇒ 届出受領日の<u>翌月</u>から、加算等算定開始 例) 6月<u>20日</u>届出受領 ⇒ <u>7月</u>から算定開始</p> <p>◎ ただし、<u>月の初日</u>に届出が受領された場合のみ ⇒ <u>届出月</u>から、加算等算定開始 例) 6月<u>1日</u>届出受領 ⇒ <u>6月</u>から算定開始</p>
(介護予防) 短期入所療養介護	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	

* 補足事項（窓口提出、郵送提出での閉庁日の取扱い）

● 届出月から算定開始となるためには、月の初日までに「体制届」が受領される必要があります。

従って、月の初日が市役所閉庁日の場合、届出月から加算等は算定できません。翌月から加算等を算定しようとするには、月の初日より前の市役所閉庁日までに体制届が受領されなくてはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

例) 6月1日が日曜日の場合 = 5月30日（金）に「体制届」受領 → 6月から算定開始

6月2日（月）に「体制届」受領 → 7月から算定開始

(2) 加算等を算定しないこととなった場合

事業所（施設）の体制について、加算等の算定要件を満たさず、加算等が算定できなくなった場合や加算等が算定されなくなることが明らかになった場合等は、速やかに「体制届」を提出し、その旨を届出してください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。